

知っていますか？軽自動車税

▶問合せ 税務課 市民税係 (☎95-0116)

手続き内容	必要なもの
登録	<ul style="list-style-type: none"> 販売業者から購入する場合：所有者の印鑑、販売証明書 市外から転入した場合：所有者の印鑑、廃車証明書またはナンバープレート 人から譲り受けた場合：所有者の印鑑、譲渡証明書、廃車証明書またはナンバープレート
廃車するとき	所有者の印鑑、ナンバープレート
盗難にあったとき	※必ず警察に届けてください 所有者の印鑑、盗難届の受理番号が分かるもの

※所有者と届出者が異なる場合、届出者の印鑑も必要となります。

軽自動車税は4月1日現在の所有者（納税義務者）に課税されます。軽自動車等を登録、廃車、譲渡等する場合には、関係機関への届出が必要ですが、また、スクラップ、盗難等により実際に所有していなくても所定の手続きをしないといつまでも税金がかかります。

軽自動車税は、普通自動車とは違い、月割で計算しません。4月1日を過ぎてから廃車、名義変更しても税の払戻しはありません。

3月末は、窓口が混雑しますので早めに手続きをお済ませください。

軽自動車等の手続き

- ▼市役所でできる手続き
- ・原動機付自転車（125ccまで）
- ・小型特殊自動車
- ・ミニカー

▼市役所以外の手続き場所
車種により異なります。

車種	届出先	
二輪の軽自動車 (125ccを超え 250cc以下)	軽自動車協会	三河分室 豊田市若林西町西葉山48番地1 ☎0565-52-3111
軽自動車	軽自動車検査協会	愛知主管事務所 三河支所 豊田市若林西町西葉山48番地2 ☎050-3816-1772
二輪の小型自動車 (250ccを超えるもの)	運輸支局	西三河自動車検査登録事務所 豊田市若林西町西葉山46 ☎050-5540-2047

※住所変更・譲渡などで三河地区以外へ変更する場合は、新しく使用する本拠地となる地区を管轄する事務所・支所で手続きをしてください。



※手続きに必要なものについては手続き内容で異なりますので、右記機関にご確認ください。

※原動機付自転車、小型特殊車両以外は家用自動車組合でも代行しています。（岡崎、豊田ナンバーは除く）

安城商工会議所内 (☎76) 3451

▼納税方法

年1回、5月中旬に納税通知書をお送りしますので、5月末日（土・日曜日、祝日の場合はその翌営業日）までに市役所、最寄りの市税取扱金融機関およびコンビニエンスストアで納めてください。

※口座振替の人は、5月末日（土・日曜日、祝日の場合はその翌営業日）に指定口座から引き落とされます。便利な口座振替をご利用ください。

※納税証明書は6月10日頃の発送を予定しています。納税証明書の発送までに車検を受ける人は、記載した通帳をお持ちください。納付確認のうえ、税務課窓口で納税証明書を発行します。（平成29年度分の軽自動車税を口座振替・クレジットカード払いで納付された人は、有効期限が平成30年6月15日までの納税証明書を平成29年6月中旬に発送していますので、そちらをご利用ください。）

自賠責制度について

バイク・原動機付自転車にも自賠責保険（共済）への加入が法律で義務付けられています。無保険（無共済）で走行すると、法律で罰金および罰則が科せられ、免許停止処分となります。

軽自動車税の減免

▼自賠責保険（共済）の取扱い
損害保険会社、農業協同組合（JA共済連）、労働者共済生活協同組合（全労済）、自動車共済協同組合（全自共）、トラック交通共済協同組合（交協連）

※250cc以下のバイク、原動機付自転車は、一部のコンビニエンスストアや郵便局、インターネットでも加入できます。

原則として、心身に障がいのある人（18歳未満の人や精神に障がいがある場合は、生計を一にする人）が所有している軽自動車等にかかる税金は、一台に限り減免が受けられます。

なお、すでに普通自動車で税金が減免されている人、障害者福祉タクシール料金助成利用券・高齢者外出支援サービス利用券の交付を受けている人は、受けられません。

▼申請 4月2日（月）～5月24日（木）までに税務課市民税係へ。

▼持参するもの
身体障害者手帳等、自動車検査証、運転免許証（該当の車を運転する人のもの）、納税義務者の印鑑、マイナンバーが分かるもの

軽自動車税の税額について



▶ 問合せ 税務課 市民税係 (☎95-0116)

1. 原動機付自転車・二輪車等

車種区分		税額 (年額)
原動機付自転車	50cc以下	2,000円
	50cc超～90cc以下	2,000円
	90cc超～125cc以下	2,400円
	ミニカー	3,700円
軽二輪	125cc超～250cc以下 (側車付きを含む)	3,600円
	トレーラー	3,600円
二輪の小型自動車	250cc超	6,000円
小型特殊自動車	農耕作業用	2,400円
	その他 (フォークリフト等)	5,900円

2. 三輪および四輪以上の軽自動車

車種区分			年税額		
			新規検査が 平成27年3月31日以前(※)	新規検査が 平成27年4月1日以降	経年重課(新規検査から 13年経過した車両)
軽四輪	乗用	自家用	7,200円	10,800円	12,900円
		営業用	5,500円	6,900円	8,200円
	貨物	自家用	4,000円	5,000円	6,000円
		営業用	3,000円	3,800円	4,500円
三輪			3,100円	3,900円	4,600円

※「新規検査」とは、軽自動車を新たに使用するときを受ける検査で、自動車検査証の「初度検査年月」に検査月が記載されています。

3. グリーン化特例 (軽課)

◆一定の環境性能を有する車両に対して、排出ガス・燃費性能の基準に応じて軽自動車税が軽減されます。当初は平成28年度のみ措置でしたが、税制改正で平成30年度分にも適用されます。ただし、軽減が適用されるのは、新規登録年月の属する年度の翌年度分の軽自動車税のみです。

車種区分			年税額		
			・電気自動車 ・天然ガス自動車 (平成30年排出ガス基準に適合するものまたは平成21年排出ガスから10%低減)	・乗用車は、平成32年度燃費基準+30%達成車 ・貨物車は、平成27年度燃費基準+35%達成車	・乗用車は、平成32年度燃費基準+10%達成車 ・貨物車は、平成27年度燃費基準+15%達成車
軽四輪	乗用	自家用	2,700円	5,400円	8,100円
		営業用	1,800円	3,500円	5,200円
	貨物	自家用	1,300円	2,500円	3,800円
		営業用	1,000円	1,900円	2,900円
三輪			1,000円	2,000円	3,000円

※各燃費基準の達成状況は、自動車検査証の備考欄に記載されています。